1　水田活用の直接支払交付金の見直し　～単収が多いほど手厚い支援へ（向上支払）～

コメ

生産性向上支援

<ポイント>

①生産性向上の取組支援（加工・新市場開拓・米粉・飼料用米が対象）
- 効率的施肥、高温耐性品種 等

②より大きくチャレンジする取組支援（加工・新市場開拓・米粉・飼料・業務用米などが対象）（当面の間）
- 直播、極多収品種
- 担い手が集約した農地で行う①の取組 等

災害時の補正、実需との事前契約が必要、地域差に配慮した基準単収の設定
（※麦・大豆、飼料作物も同じ）

米粉用米・飼料用米への特別支援

<ポイント>

左①に加えて特別支援
- 実需との複数年契約

※農業者と実需者の直接取引のほか、畜産農家による自家利用等も対象

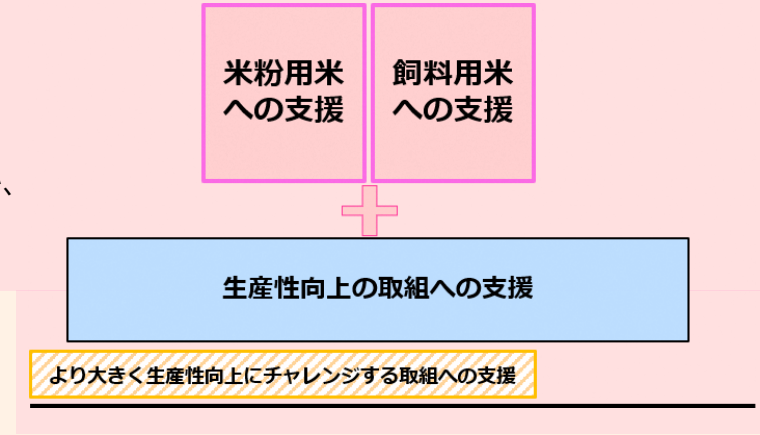

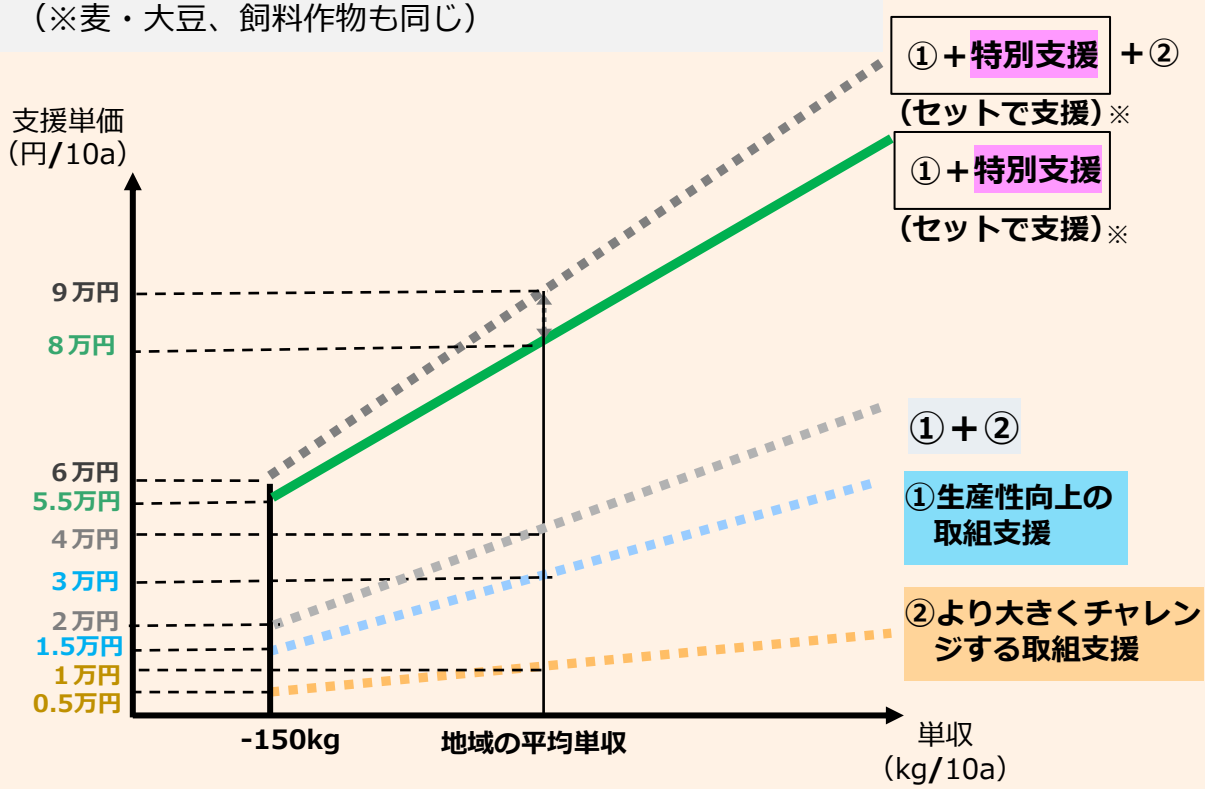

※飼料用米については多収品種の場合のイメージ。一般品種は、地域の平均単収：6.5万円/10a、地域の平均単収-150kg/10a：4.5万円/10a

1　水田活用の直接支払交付金の見直し　～単収が多いほど手厚い支援へ（向上支払）～

麦・大豆

生産性向上支援

<ポイント>
・ブロックローテーション等を実施した上で、効率的施肥、多収品種、スマート農業等の取組支援
・県内の低単収地域の1/2及び高単収県の支援単価に特例を設定
※麦は令和10年度から開始（令和９年度は田での従前の交付金を継続）

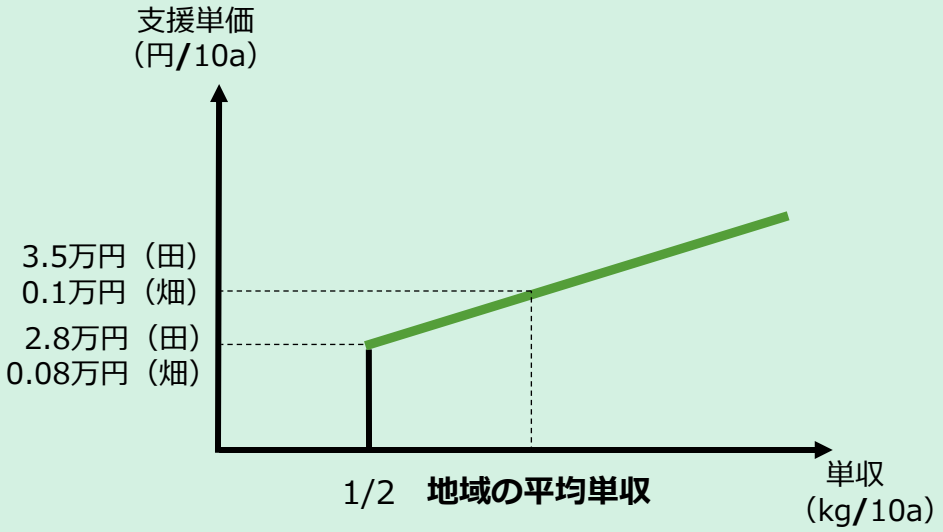

産地交付金

国から都道府県への配分について、以下の観点に基づき配分
・ 耕地面積等の客観的指標（中山間地域に重点的に配分できるよう基準設定）
・ PDCAの適切な実施による効果の評価・検証結果
・ 上記とは別に、そば・なたねなど国が設定するメニューの取組面積

米・麦・大豆の種子の安定供給に向けて別途支援

酒造好適米の安定供給に向けて１万円/10a（※）別途支援
（※）第三者認証の取得又は複数年契約の締結を行った場合1.5万円/10a

飼料作物

生産性向上支援

<ポイント>
・(田)栽培条件改善、優良品種、スマート農業等の取組支援
・(畑)栄養収量向上、二毛作、地力改善等の取組支援
・ロール数などによる簡易な収量確認

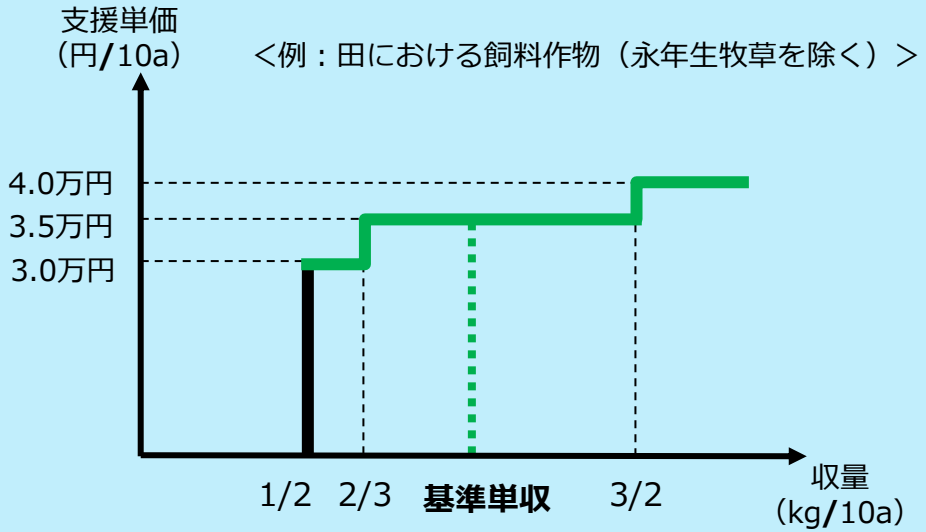

田・畑	対象作物	基準単収の1/2未満	基準単収の1/2以上～2/3未満	基準単収の2/3以上～3/2未満	基準単収の3/2以上
田	飼料作物（永年生牧草除く）		3.0万円/10a	3.5万円/10a	4.0万円/10a
	WCS用稲		7.0万円/10a	8.0万円/10a	9.0万円/10a
	永年生牧草		0.85万円/10a	1.0万円/10a	1.15万円/10a
畑	飼料作物		0.1万円/10a	0.15万円/10a	0.2万円/10a

※WCS用稲は、専用品種への転換を図るため、令和９年度から専用品種種子の安定生産を進めつつ、10年度から13年度まで一般品種の支援単価を毎年５千円/10aずつ引き下げる。

見直し後の支援水準（地域の平均単収）

（参考）

	現行制度（水活）	見直し後（農水省案）
業務用米	ー	１万円/10a（米チャレンジ助成分）
加工用米	２万円/10a ３万円/10a（米リノベ）	３万円/10a ４万円/10a（米チャレンジ助成分を含む）
新市場開拓米	２万円/10a ４万円/10a（米リノベ）	３万円/10a ４万円/10a（米チャレンジ助成分を含む）
米粉用米	８万円/10a ９万円/10a（米リノベ）	８万円/10a（特別支援を含む） ９万円/10a（特別支援・米チャレンジ助成分を含む）
飼料用米	【多収品種】８万円/10a 【一般品種】6.5万円/10a	【多収品種】 ８万円/10a(特別支援を含む) ９万円/10a(特別支援・米チャレンジ助成分を含む) 【一般品種】 6.5万円/10a(特別支援を含む) 7.5万円/10a(特別支援・米チャレンジ助成分を含む)
酒造好適米	ー １万円/10a（米リノベ）	１万円/10ａ（※収量に関わらず定額） 1.5万円/10ａ（※第三者認証の取得又は複数年契約の締結を行った場合、収量に関わらず定額）
麦・大豆（田）	3.5万円/10a	3.5万円/10a
麦・大豆（畑）	ー	0.1万円/10a（R9は大豆のみ）
飼料作物（田）	3.5万円/10a	3.5万円/10a
永年生牧草（田）	１万円/10a	１万円/10a
WCS用稲（田）	８万円/10a	８万円/10a
飼料作物（畑）	0.15万円/10a（エサ活）	0.15万円/10a

2　中山間地域等直接支払・多面的機能支払の見直し　～中山間地域への更なる支援の充実～

○　**中山間地域等直接支払の取組拡大**（制度活用が可能な地域における**カバー率（田の急傾斜５割、緩傾斜３割）の向上**や**多面的機能支払との一体的実施**を、**プッシュ型で国が働きかけ・サポート**。
○　合わせて、デジタル技術の活用や事務局機能の強化による事務負担の軽減を図る。

中山間地域等直接支払と多面的機能支払の重複状況（令和６年度）

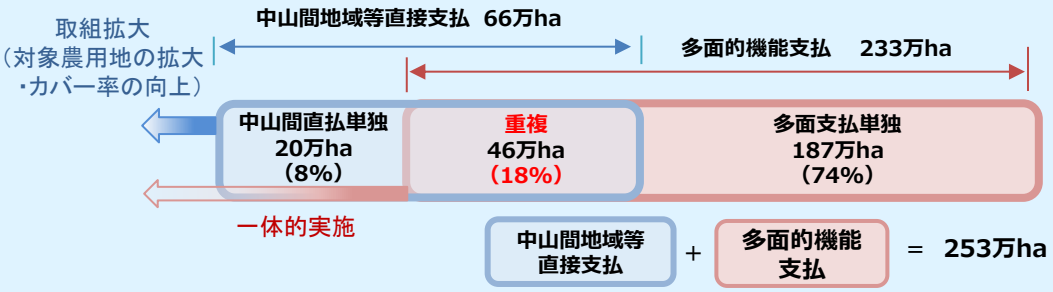

中山間地域等直接支払

＜対象農用地の拡大＞
○　**傾斜以外の不利性を有する農地も支援**。
（法面管理、通作、ほ場の整備状況、鳥獣害等の不利性）
田から畑への転換により支援対象外となる農地も対象。
対策期間中の経過措置について一部単価を引上げ。

＜加算措置の拡充＞
○　スマート農業に限定していた加算措置の対象に
共同利用機械の導入など営農継続に向けた取組を追加。

＜地方負担の軽減＞
○　第６期対策（令和11年度まで）において、市町村が加算措置の活用促進等に取り組み、都道府県が補助率を上乗せする場合、国が市町村の実質負担額を軽減。
○　合わせて都道府県の負担軽減のため地方交付税措置を拡充。

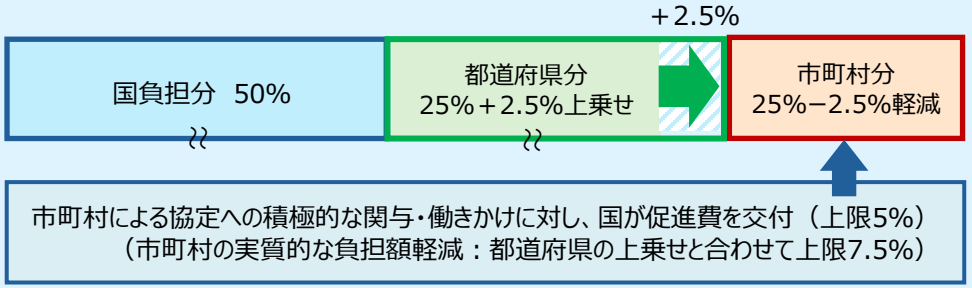

多面的機能支払

○　建設業をはじめとする地域の企業など外部人材との連携やリモコン草刈機等の使用による省力化に係る支援（4,300円/人・回など）を新たに講じる。
○　環境負荷低減の取組の拡大に向け、取組を行った面積のみ支援する現行方式を見直し、一定面積以上での取組を前提として、活動組織全体の面積を支援する措置を新たに講じる。

3　新たな環境直接支払交付金の創設　～転換時の導入リスクにも対応した支援へ～

＜支援のポイント＞

①支援対象者

・みどり認定農業者

（従来の農業者団体に加え、**個人の取組にも支援対象を拡大**）

②支援の考え方

有機農業等の掛かり増しコストへの支援（現行）　＋　**転換時の減収等の導入リスクにも対応した支援**

＜新制度のイメージ＞

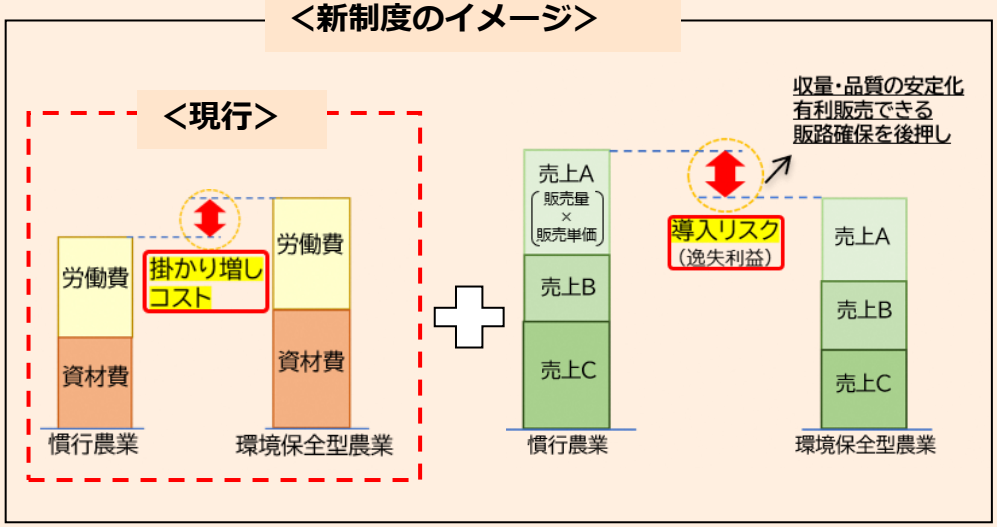

③支援対象取組

・以下の取組を対象とし、同一ほ場・同一取組への支援は５年まで

		新たな仕組み		
	支援対象取組	掛かり増しコスト（円/10a）	導入リスク対応（円/10a）	合計（円/10a）
有機農業※1	有機農業	14,000	6,000	20,000
	そば等雑穀、飼料作物	3,000	1,300	4,300
	永年性飼料作物※4	1,000	500	1,500
環境価値創出※2、3	バイオ炭の施用※5	5,000	1,500	6,500
	プラスチック対策※5	1,000	1,500	2,500
土づくり※2	堆肥の施用※5	3,600	1,500	5,100
	緑肥の施用※5	5,000	1,500	6,500
	総合防除	4,000	1,500	5,500
	そば等雑穀、飼料作物	2,000	750	2,750

※1　5年間の支援期間中に有機JAS認証の取得を要件とする
※2　化学肥料･化学農薬の5割低減相当の取組を実施
※3　そのほか、個人で取り組む長期中干し、冬期湛水等の取組も支援
※4　有機JAS畜産物の生産に供されるものに限る
※5　そば等雑穀、飼料作物に取り組む場合、導入リスク対応の単価は750円/10a

④定着・拡大へのサポート

・みどり認定農業者等による環境負荷低減の取組の定着・拡大に向けた**都道府県のサポート体制を構築**